



地域包括ケアを実現する新たなまちづくり
シンポジウム

地方創生の取組について

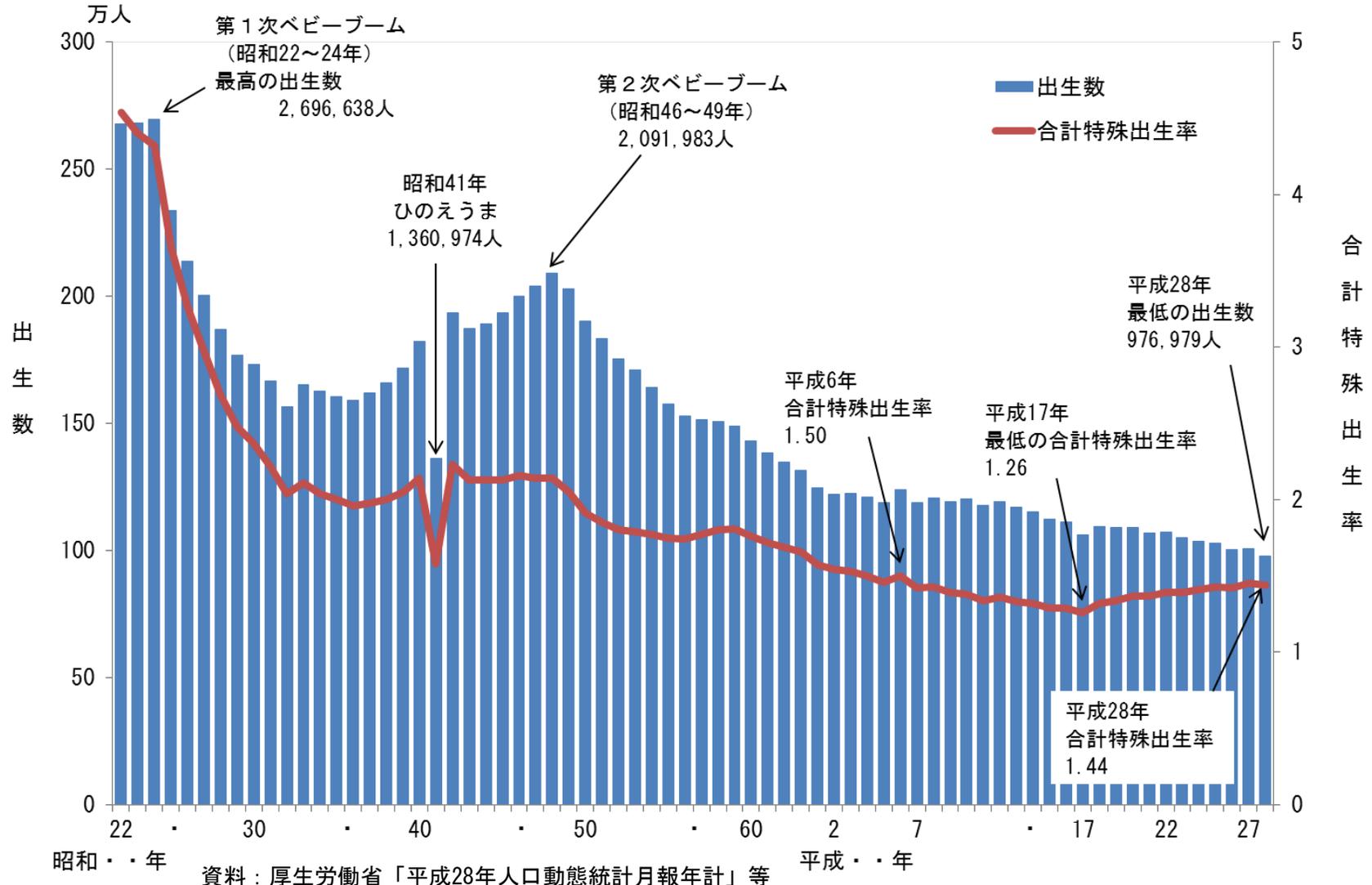
平成29年12月16日

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

尾田 進

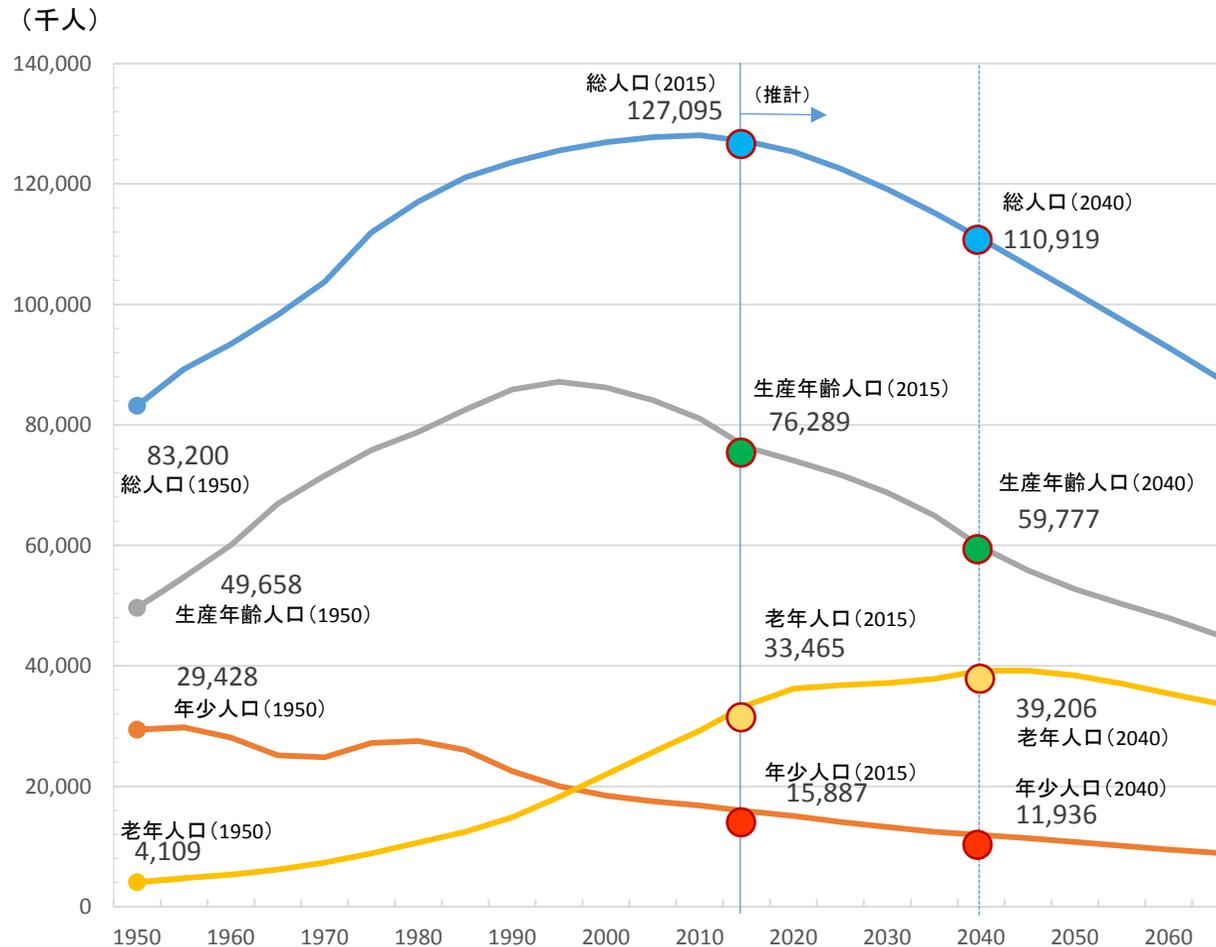
日本の出生率・出生数の推移

- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。平成28年は出生数が100万人を下回った。
- 合計特殊出生率は、人口置換水準（人口規模が維持される水準）の2.07を下回る状態が、1974年（昭和49年）の2.05以降、40年以上にわたり続いている。



日本の総人口と年齢3区分別人口の推移

- 日本は、2008年をピークに人口減少時代に入ります。
- 生産年齢人口、年少人口は減少、老年人口は2042年ころまで増加し、その後、減少に転じる。



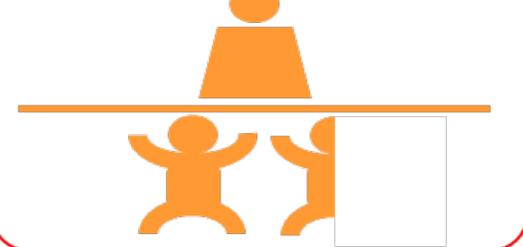
2015年

高齢者1人を2.28人の現役世代(生産年齢人口)で支える



2042年

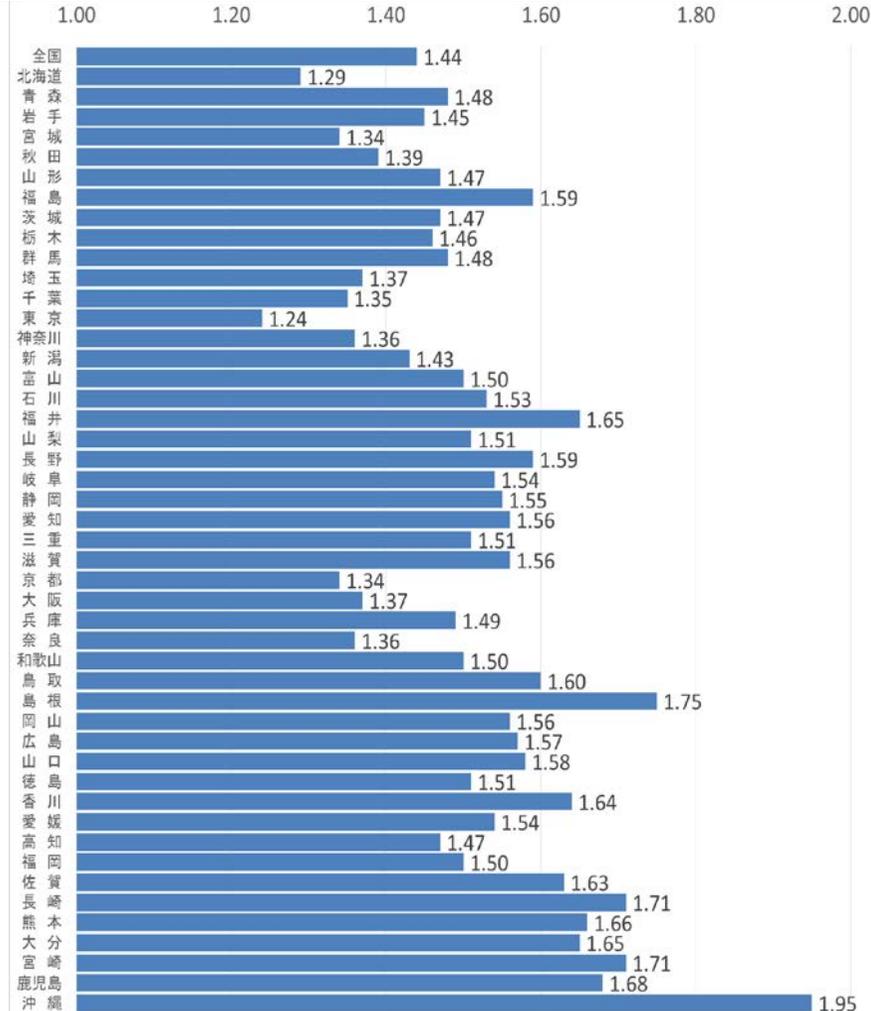
高齢者1人を1.48人の現役世代(生産年齢人口)で支える



資料:総務省「国勢調査」(1950-2015)、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年推計)より作成

出生率の地域差

- 合計特殊出生率の最低が1.24(東京都)、最高が1.95(沖縄県)。九州中国地方が高い傾向にある。
- まち・ひと・しごと創生長期ビジョンでは、若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上することが見込まれるとされている。2020年に1.6、2030年に1.8、2040年に2.07となると、2060年の人口は約1億200万人になることが予測されている。なお、現在において、出生率1.8以上の市町村は120団体である。



H28年出生率が高い順(都道府県)

1	沖縄	1.95
2	島根	1.75
3	長崎	1.71
4	宮崎	1.71
5	鹿児島	1.68
6	熊本	1.66
7	福井	1.65
8	大分	1.65
9	香川	1.64
10	佐賀	1.63
11	鳥取	1.60
12	福島	1.59
13	長野	1.59
14	山口	1.58
15	広島	1.57
16	愛知	1.56
17	滋賀	1.56
18	岡山	1.56
19	静岡	1.55
20	岐阜	1.54
21	愛媛	1.54
22	石川	1.53
23	山梨	1.51
24	三重	1.51
24	徳島	1.51
25	富山	1.50
26	和歌山	1.50
27	福岡	1.50
28	兵庫	1.49
29	青森	1.48
30	群馬	1.48
31	山形	1.47
32	茨城	1.47
33	高知	1.47
34	栃木	1.46
35	岩手	1.45
36	新潟	1.43
37	秋田	1.39
38	埼玉	1.37
39	大阪	1.37
40	神奈川	1.36
41	奈良	1.36
42	千葉	1.35
43	宮城	1.34
44	京都	1.34
45	北海道	1.29
46	東京	1.24
	全国	1.44

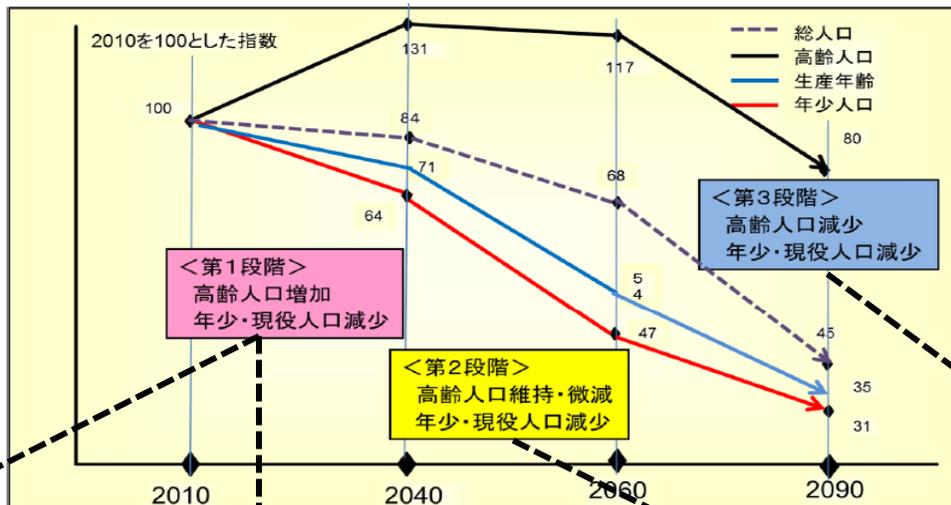
H20年～H24平均の出生率が高い市町村(30番目まで)

1	鹿児島県	伊仙町	2.81
2	沖縄県	久米島町	2.31
3	沖縄県	宮古島市	2.27
4	沖縄県	宜野座村	2.20
5	長崎県	対馬市	2.18
6	鹿児島県	徳之島町	2.18
7	沖縄県	金武町	2.17
8	沖縄県	石垣市	2.16
9	長崎県	壱岐市	2.14
10	鹿児島県	天城町	2.12
11	鹿児島県	与論町	2.10
12	沖縄県	南風原町	2.09
13	熊本県	錦町	2.08
14	熊本県	あさぎり町	2.07
15	沖縄県	南大東村	2.07
16	沖縄県	多良間村	2.07
17	鹿児島県	長島町	2.06
18	鹿児島県	瀬戸内町	2.06
19	福岡県	粕屋町	2.03
20	鹿児島県	屋久島町	2.03
21	沖縄県	豊見城市	2.03
22	鹿児島県	南種子町	2.03
23	鹿児島県	知名町	2.02
24	熊本県	山江村	2.00
25	鹿児島県	和泊町	2.00
26	鹿児島県	喜界町	2.00
27	鹿児島県	中種子町	2.00
28	滋賀県	栗東市	1.99
29	沖縄県	糸満市	1.99
30	沖縄県	沖縄市	1.97

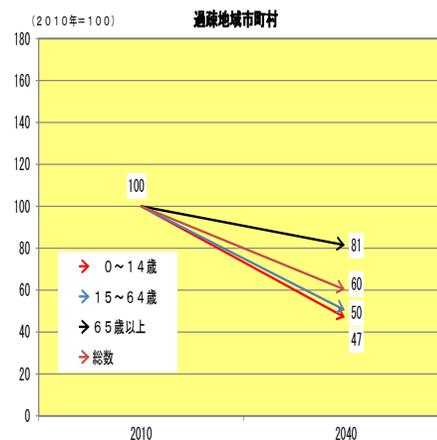
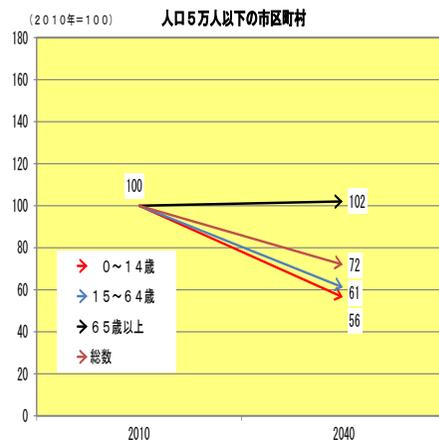
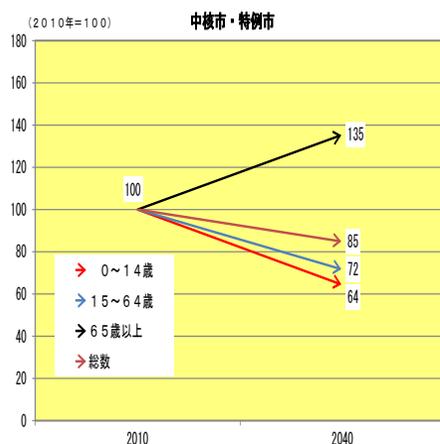
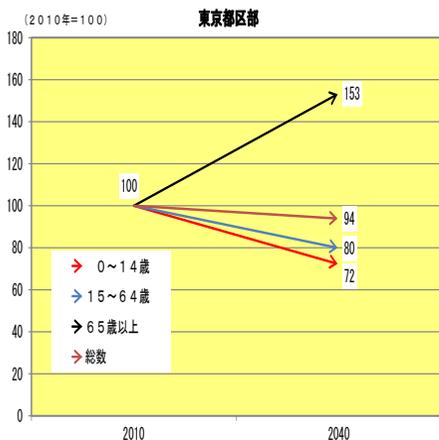
資料:厚生労働省「平成28年人口動態統計月報年計(概数)の概況」、「平成20～24年 人口動態保健所・市区町村別統計」

地方では高齢者数も減少し始める

■ 地域によって人口の「減少段階」は大きく異なる。東京圏や大都市などは「第1段階」にあるのに対して、地方はすでに「第2・3段階」になっている。



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」より作成。



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成。

2. 上記地域別将来推計人口の推計対象となっている市区町村について、カテゴリー(人口5万人以下の市区町村は2010年の人口規模、中核市・特例市は平成26年4月1日現在、過疎地城市町村は平成26年4月5日現在でみたもの)ごとに総計を求め、2010年の人口を100とし、2040年の人口を指数化したもの。

まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日公布）

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける とともに、**東京圏への人口の過度の集中を是正** し、**それぞれの地域で住みよい環境を確保** して、**将来にわたって活力ある日本社会を維持していく** ために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

ま ち

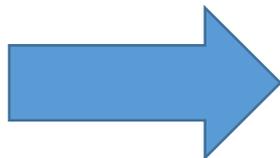
国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひ と

地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと

地域における魅力ある多様な就業の機会の創出



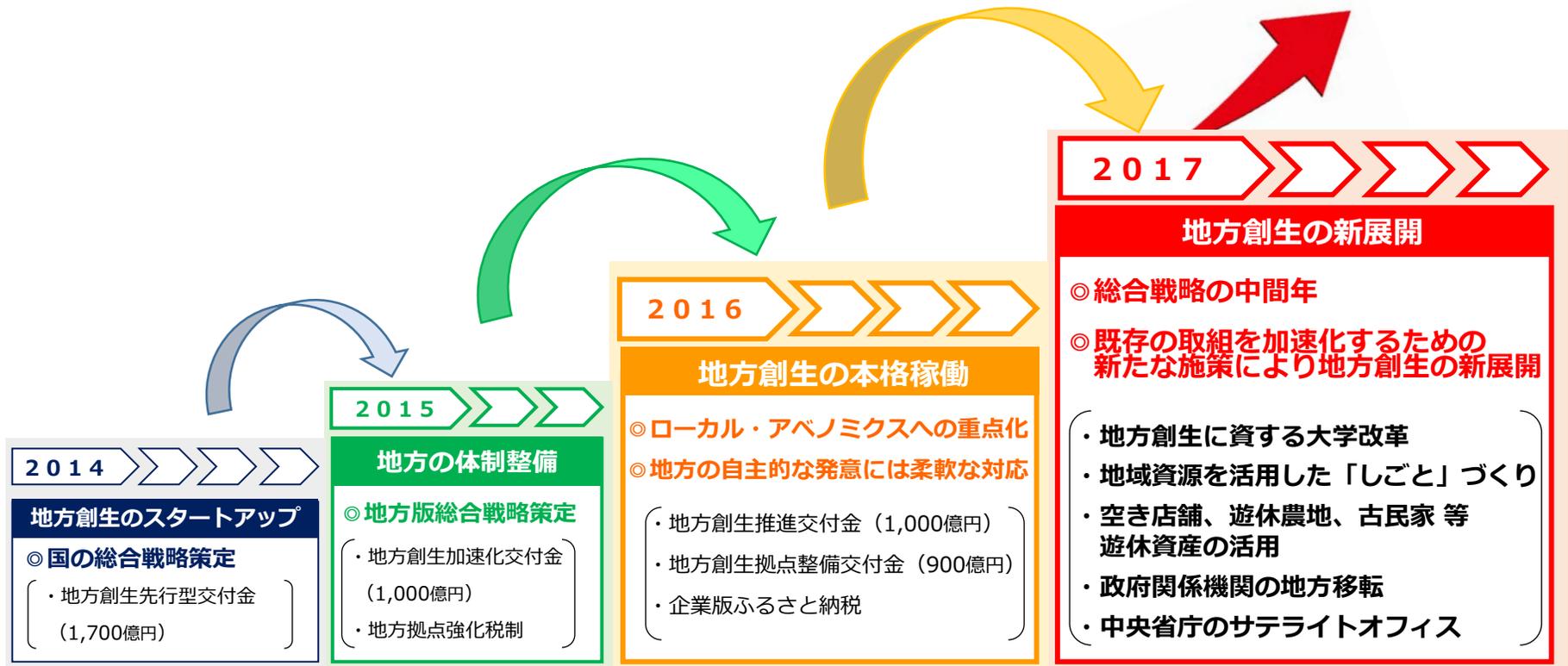
国 : まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）

都道府県 : まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）

市町村 : まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）

地方創生の新展開に向けて

平成29年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年であり、既存の取組を加速化するための新たな施策により、地方創生の新展開を図る。



◎ 主な基本目標・KPI (2020年目標)

「しごと」をつくる

- ・ 若者雇用創出数 (地方)
5年間で30万人
9.8万人創出
- ・ 農林水産業6次産業化市場規模 **10兆円**
4.7兆円 (2013年)
→5.1兆円 (2014年)

「ひと」の流れを変える

- ・ 地方・東京圏の転出入均衡
- 東京圏年間転入超過
10万人 (2013年)
→12万人 (2016年)

結婚・子育ての希望実現

- ・ 合計特殊出生率
1.43 (2013年)
→1.44 (2016年)
- ・ 第1子出産前後の女性継続就業率 **55%**
38.0% (2010年)
→53.1% (2015年)

「まち」をつくる

- ・ 「小さな拠点」の地域運営組織形成数 **3,000団体**
1,656団体 (2014年)
→3,071団体 (2016年)
- ・ 立地適正化計画を作成する市町村数 **150都市**
→100都市 (2016年度末)

政策パッケージ

I 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

ローカル・アベノミクスの実現-「地方の平均所得向上」

○地域支援を活用した
しごとづくり

○遊休資産の
活用

○地域牽引事業への
投資促進

○近未来技術、新しい
生活産業の実装

II 地方への新しいひとの流れをつくる-「ライフスタイルの見つめ直し」

○政府関係機関の
移転

○企業の地方拠点
強化

○「生涯活躍のまち」
構想

○地方大学の振興
等

III 若い世代の結婚・出産・ 子育ての希望をかなえる

○「地域アプローチ」による
少子化対策・働き方改革

IV 時代に合った地域をつくり、安心な暮らし を守るとともに、地域と地域を連携する

○コンパクトシティ
の形成

○「小さな拠点」
の形成

○連携中枢
都市圏

地方創生に資する大学改革

- 1 地方大学の振興→地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上
- 2 東京の大学の新增設の抑制・地方移転→東京の一極集中の是正

(1) 地方大学の振興

- 首長の強力なリーダーシップの下、組織レベルでの持続可能な産官学連携体制の構築。
- 地方大学が、産官学の連携の下、地域の中核的な産業の振興と専門人材育成等の振興計画であって、地方版総合戦略に位置付けられたものを策定する場合、モデルとなる先進的な取組に対して、重点的に支援。

取組事例

- ◆富山県
産学官コンソーシアムを組成し、
バイオ医薬品等の研究開発
- ◆北九州市
理工系の国公立大学が同一
キャンパスに集積し、介護ロボット
等の共同研究を実施



富山県薬事研究所

- 地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携を推進。

(3) 若者の雇用機会の創出

- 国・地方：地方企業等に就職した者の奨学金返還支援制度の全国展開、地方創生インターンシップ、地方拠点強化の加速策等
- 経済界：企業の本社機能移転、地方採用の拡大(本社一括採用の変更)、地域限定社員制度の導入等

(2) 東京の大学の新增設の抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、東京23区の大学は、定員増を認めないことを原則とする。
- 総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、社会のニーズに応じた新たな学部・学科の新設は認められる(スクラップ・アンド・ビルドの徹底)。
- 具体的な制度等について年内に成案を得る。
また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。



文部科学省「学校基本統計」をもとに作成

- 東京圏の大学による地方のサテライトキャンパスの設置(廃校舎等の活用を含む)を推進。

地方への支援（地方創生版・三本の矢）

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを「見える化」
- ・RESASの利用支援を行う人材を国の出先機関に配置する等、地方公共団体や様々な主体による活用を推進

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・小規模市町村に、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」29年度:1,000億円(事業費ベース:2,000億円)

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」28年度:900億円(事業費ベース:1,800億円)

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細かな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（29年度:1.0兆円）

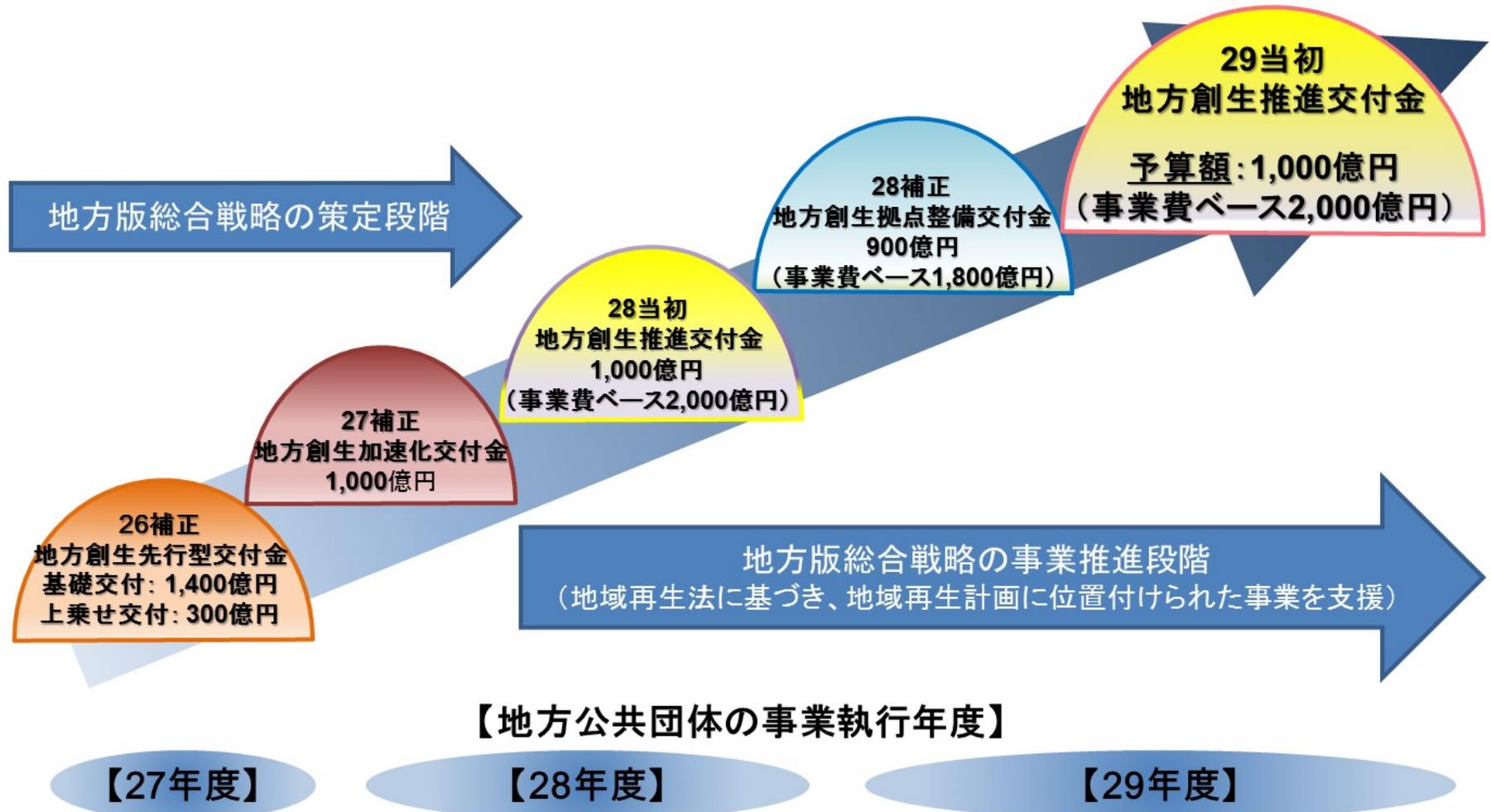
○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地方創生推進交付金

29年度予算額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

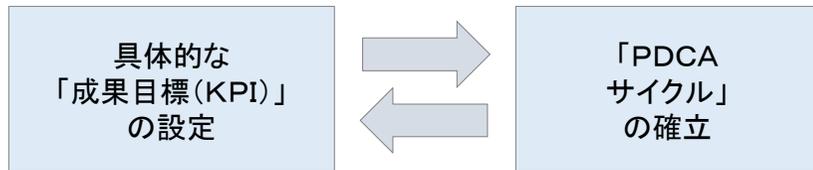
○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

対象事業・具体例

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

① 交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】 先駆 **6.0億円** (28年度: 4.0億円)

横展開・隘路打開 **1.5億円** (28年度: 1.0億円)

【市区町村】 先駆 **4.0億円** (28年度: 2.0億円)

横展開・隘路打開 **1.0億円** (28年度: 0.5億円)

※所得向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

② ハード事業割合

計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。ただし、1/2以上になる事業であっても、所得向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016 改訂版)(抜粋)

(平成 28 年 12 月 22 日閣議決定)

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらし守るとともに、地域と地域を連携する

(カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

【施策の概要】

急速な高齢化が進展、高齢者世帯の増加や単身化が進行する中で、住民個人による疾病・介護予防や健康増進の取組を支援し、その結果として健康寿命をのばし、生涯現役の社会づくりを推進することは、今後、ますます重要となる。このため、地域の実情に応じて、地域の資源や関係施策を有機的に連携させながら、より多くの住民が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりに地方公共団体が取り組むことを推進する。

【主な重要業績評価指標】

■2020年までに健康寿命を1歳以上延伸(2010年比) (2025年までに健康寿命を2歳以上延伸)

事例名称	日本一元気なまち ふじえだづくり	政策分野	1. 地方における安定した雇用の創出 2. 地方への新しい人の流れをつくる 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望実現 4. 時代に合った地域、安心なくらし、地域と地域の連携
取組地域	ふじえだし 静岡県藤枝市	活用した政府の支援	➢ 国保特別会計(特別調整交付金)
全体概要	○市民・事業者・行政が一体となり、地域や産業の賑わいづくりの視点も取り入れ、市民参加型の健康づくり運動を展開。	イメージアップ資料(写真・図表等)	

特徴的取組・成果

○「健康・予防日本一」ふじえだプロジェクト

- ・普段の散歩を全国各地の疑似旅行に置き換え、楽しみながらウォーキング習慣の定着と継続を図る 【歩いて健康日本全国バーチャルの旅】
- ・市内の観光名所や公園などを「健康スポット」に選定し、ウォーキングコースを設定してマップで紹介する 【ふじえだ健康スポット20選】
- ・運動や食事などの毎日の健康行動と「特定健診の受診」などのボーナス項目でポイントを貯め、協力店から「買物割引」、「ドリンクサービス」などの特典が受けられる 【ふじえだ健康マイレージ】
- ・健康無関心層の働き盛り世代が使い慣れているICTを活用し、自動計測した歩数でポイントを貯め、抽選で景品が当たる 【スマホアプリ「あるくら」】

○住民代表1,000人体制の保健委員活動

- ・自治会組織を基盤に、30年余にわたり地域に根づいた健康づくり活動を展開

○取組の成果

- ・特定健康診査の受診率:47.9%(全国平均35.4%)
- ・メタボリックシンドローム該当者割合:11.5%(全国平均14.4%)

取組の工夫等(推進体制面)

○効果的なシティプロモーションの実施

- 観光と健康をマッチングさせ、公募した複数の健康スポットを結んだウォーキングイベントを開催して本市の名所を市内外にPR。

○効果的な動機づけ(インセンティブ)

- 「健康マイレージ」や「あるくら」など、ICTを活用して手軽に楽しみながら生活習慣の改善を持続させる仕組みづくり。

○関係者との連携・協働

- 様々な地元企業・店舗の参画や包括連携協定の締結により、幅広いサービスやノウハウを活用した健康づくり。(健康マイレージ、あるくら)。
- 保健委員が主催する地域の保健講座などを通じた健診受診の意識付け。

○持続可能な仕組み

- 協力店や包括連携企業からインセンティブが提供されるため、年間を通していつでも市民が参加でき、市の支出も抑制できる仕組みづくり。(店舗や企業も社会貢献によるイメージアップや集客効果が期待できる。)



参考となるポイント・示唆

○健康と観光とのマッチングにより、地域産業の活性化とまちの賑わいづくりを創出

○多様な手法と効果的な動機づけにより、市民参加型の健康づくりと特定健診受診率の向上を実現

松本ヘルス・ラボを中心としたヘルスケア産業創出事業計画

都道府県名	長野県
作成主体名	松本市
区域の範囲	松本市の全域

地域再生計画の概要

超少子高齢型人口減少が進む中、人々がより健康になるだけでなく、次代の健康を支える新たな産業の創出・育成が必要とされている。本市では、早くから「健康寿命の延伸」を政策の柱に据えており、本計画では、市民自らの健康づくりと同時に、社会貢献・社会参加としてヘルスケア分野の産業を育てる社会基盤として、「松本ヘルス・ラボ」を設置し、企業との実用化検証やワークショップへの参加を通じて、市民の健康増進と産業の担い手づくりとヘルスケア分野の産業創出による地域経済の活性化を図るものである。

適用される支援措置

地方創生推進交付金



健康増進の取り組み



ヘルスケア産業育成拠点（予定）

住む人も、訪れる人も、健幸になれるまち「健幸都市くさつ」実現プロジェクト

都道府県名	滋賀県
作成主体名	草津市
区域の範囲	草津市の全域

地域再生計画の概要

住む人や訪れる人が草津市で「健幸」を感じることができ、まちそのものが「健幸」であり続けられるよう、「目指せ、健幸都市くさつ！ ～住む人も、訪れる人も、健幸になれるまちを目指して～」を基本理念とし、市の総合政策として健幸都市づくりに取り組む。

適用される支援措置

地方創生推進交付金



「健幸都市くさつ」イメージ



「健幸都市くさつ」ロゴマーク

しずおかまるごと健康経営プロジェクト推進計画

都道府県名	静岡県
作成主体名	静岡県
区域の範囲	静岡県の全域

地域再生計画の概要

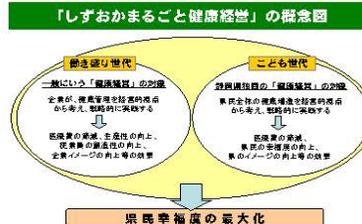
健康経営（社員の健康を重要な社会資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営のスタイル）の視点を取り入れ、健康経営の認知度をアップさせるための研修会や健康経営推進のための会議の開催等により、健康づくりに積極的に取り組む県内の企業を増やすとともに、将来の従業員予備群である子ども達を対象に、生活習慣病予防の学習支援等を行うことにより、子どもの頃からの健康づくりの重要性を理解する風土づくりをする。「静岡県で暮らすと元気になれる（住んでよし 働いてよし）」をコンセプトとする魅力ある静岡県を創造する。

適用される支援措置

地方創生推進交付金



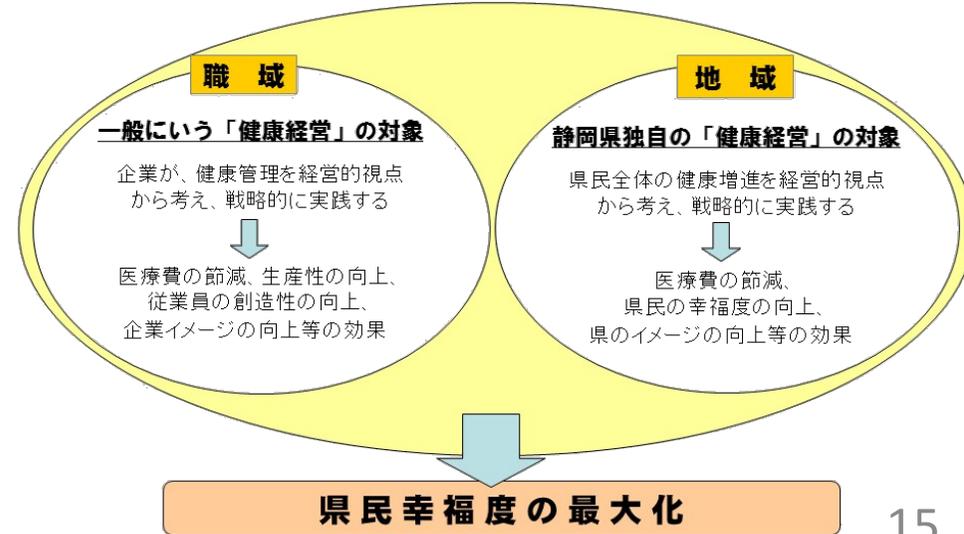
しずおかまるごと健康経営プロジェクトの概要



事業コンセプト

本県の現状	新たな対策事業のねらい	目標
<p>健康寿命の状況</p> <p>○静岡県の健康寿命 平成27年12月厚生労働省算出（25年データ） 男性 72.13歳（全国3位） 女性 75.61歳（全国2位） 全国トップクラスの健康長寿県！</p> <p>本県の課題</p> <p>○特定健診データ結果分析 85万人の特定健診データ分析から、重宝地域に、高血圧、喫煙等の健康課題を有する市町が多い</p> <p>○脳血管疾患による死亡が多い</p> <p>今後の対応策</p> <p>健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」(*)の考え方を活用し、多角的に健康づくりを推進することを目指す</p> <p>*「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録取得 ⇒「健康経営」の目指すところ</p> <p>コンセプト：静岡県で「暮らす」「働く」「育つ」と元気になれる</p>	<p>職場における健康経営の強化⇒ 働き盛り世代の生活習慣病予防</p> <p>○健康づくりの応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康づくりの大切さについて伝える講演会の開催 ・企業とのネットワーク会議を設立 ・企業の健康づくりを応援するための情報発信 <p>○人材育成・取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等へ健康に関する情報を伝える「健幸アンバサダー」を養成 ・優良事業所の表彰、好取組の情報発信 ・健康づくり推進事業所宣言事業所の取組支援 ・社内食堂等におけるヘルシーメニューの提供支援 <p>地域における健康経営の促進⇒ よい生活習慣を身につける + 子どもの頃から大人への働きかけ</p> <p>○こども版ふじ337プログラムの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃からの3要素「運動」「食生活」「社会参加」の普及 ・アプリによる生活習慣の学習、将来像の見える化 ・子どもだけでなく家族と一緒に実践 	<p>健康寿命の延伸・男女とも健康寿命日本一</p> <p>担当：健康増進課</p>

「しずおかまるごと健康経営」の概念図



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

まち・ひと・しごと創生基本方針2017(抜粋)

(平成29年6月9日閣議決定)

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

⑤地域共生社会の実現

<概要>

急速な少子高齢化、人口減少等により、世帯構造の変化や地域社会の足腰が脆弱化している中で、地域の多様な人々が支え合う機能を強化するとともに、地域社会の課題について、社会保障やまちづくりなどの分野と連携して、空き家などの地域資源と繋がることにより、地域に循環を生み出すことが必要とされている。

このため、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、民間の活力を活用するため、保健福祉の分野で、社会保障の枠を超えた地域づくりに参画できる環境を整備する。